

別表（第4条関係）

1. 助成金の交付額

①天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車

導入車両の種類、及びクラス、又はタイプによって下表の通りとする。

	区分	補助金（助成金）交付額		総交付額
		全ト協	兵ト協	
天然ガス自動車	小型	122,000	122,000	244,000
	中型	459,000	459,000	918,000
	大型	1,000,000	1,000,000	2,000,000
ハイブリッド自動車	小型	97,000	159,000	256,000
	中型	335,000	558,000	893,000
	大型	600,000	700,000	1,300,000
電気自動車	小型	300,000	300,000	600,000
燃料電池自動車	小型	300,000	100,000	400,000

※ 助成対象車両の登録日が令和7年3月10日～3月31日及び令和8年2月以降の申請は、全ト協助成の対象外。

②環境対応型ディーゼル自動車

導入車両のクラスによって下表の通りとする。

	導入タイプ	車両総重量	補助金（助成金） 交付額
ディーゼル自動車	Aタイプ	7.5トン以下	30,000
	Bタイプ	7.5トン超 12トン以下	60,000
	Cタイプ	12トン超	100,000

2. 助成台数の上限

会員が兵庫県内に保有する原動機付事業用自動車の台数ごとに、以下の台数を上限とする。
上限台数は、天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車とディーゼル自動車の合計台数とする。

保有車両台数 ※令和7年4月1日現在	助成限度台数
50台未満	5台
50台以上100台未満	10台
100台以上200台未満	15台
200台以上	20台